

かすみがうら市と阿見町による水道料金等徴収業務 委託共同発注

於：TKP大宮ビジネスセンター
(埼玉県さいたま市大宮区仲町2-26
富士ソフトビル)



茨城県かすみがうら市環境経済部

田 崎 清 (元上下水道部)

平成28(2016)年 8月5日

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介

1

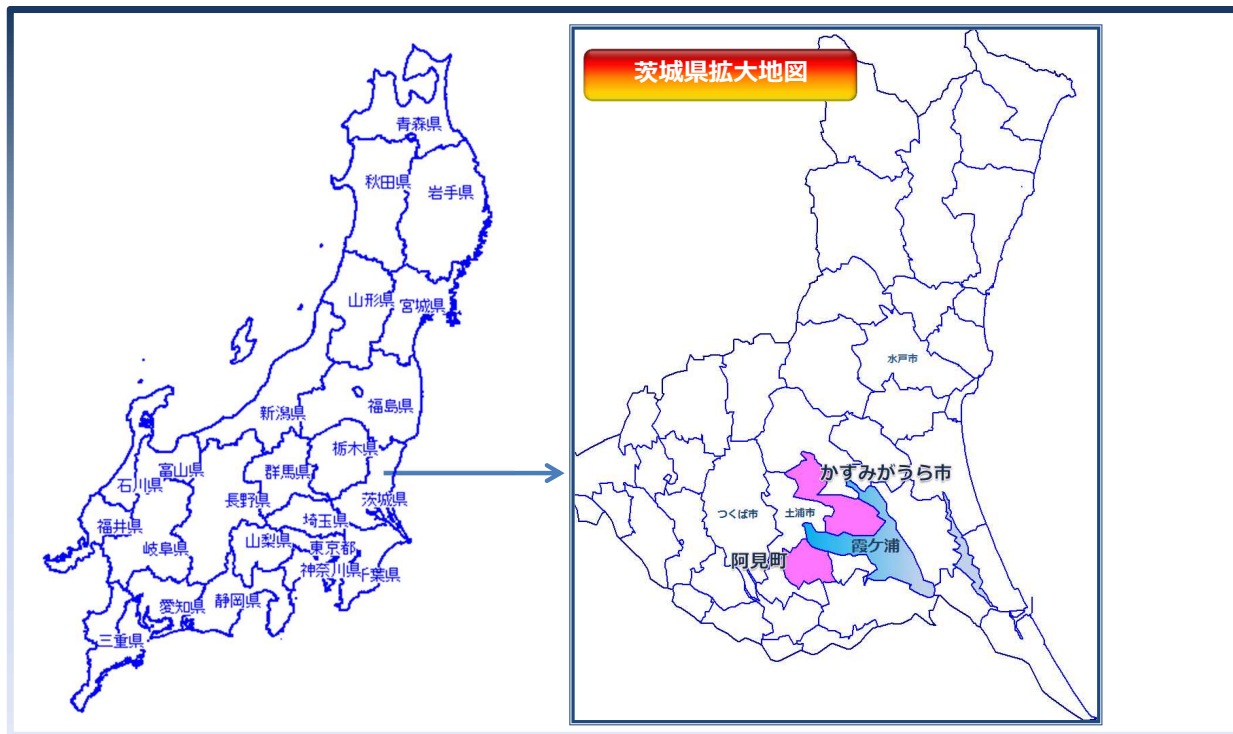
2 市町水道事業経営と共同発注

(シェアードサービス事例紹介)

- 【1】 2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題
- 【2】 共同発注のきっかけと5市町村による勉強会
- 【3】 2市町による共同発注
- 【4】 共同発注の成果と今後の展開
- 【5】 添付資料（水道事業ビジョン含む）

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■2市町の位置



かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 3

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■かすみがうら市水道事業の概要

項目	単位：千円		
	平成25年度	平成17年度	差分
給水収益	864,237	873,480	△ 9,243
一般会計補助費	37,000	120,000	△ 83,000
人件費	59,776	88,316	△ 28,540
受水費	265,093	259,985	5,108
減価償却費	290,492	286,869	3,623
支払利息	90,320	219,584	△ 129,264
料金徴収委託費	69,755	70,773	△ 1,018
純利益	23,219	47,582	△ 24,363
職員数	8人	13人	5人

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 4

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ かすみがうら市水道事業における経営課題

項 目	内 容
1. 収益の減少	人口減少、節水器具の普及が加速 東日本大震災→自己水切替（井戸）△40,000千円 節水意識の定着
2. 費用縮減	電気料金値上がりによる動力費の増加 ※震災前(H22)と震災後(H25)比較 電気使用量は同じなのに電気料金は1.6倍
3. 水道経営の独立採算化	一般会計補助金に頼る経営からの脱却 H17年：120,000千円→H26：37,000千円
4. 戦略的水道経営	収益確保、未普及地域解消、加入促進策 老朽施設の更新、耐震化と資金確保 ※アセットマネジメント、施設整備と財政計画(15年間) 浄水場統廃合による水道施設ダウンサイジング ※旧簡易水道施設廃止 経常費用の具体的縮減 ↓ 共同発注・官民連携提案（新しいビジネスモデル） ・広域化でも民営化でもない ・費用縮減効果の明確化 ・Win-Winの関係

※水道事業ビジョン
「安全」「強靱」「持続」

※経営戦略
「投資」「財政」

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 5

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町水道事業の概要

項目	平成26年度	平成25年度	差分
1.計画給水人口 (第三次拡張事業)	43,400	43,400	0
2.一日最大給水量 (第三次拡張事業)	15,700	15,700	0
3.普及率	85.6	85.1	0.5
4.給水件数	15,970	15,638	332
5.給水人口	40,679	40,257	422
6.年間総配水量	4,418,004	4,393,160	24,844
7.水道事業収益（税込）	1,172,313千円	1,010,068千円	162,244千円
8.純利益	57,207千円	50,140千円	7,067千円

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 6

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町水道事業の概要

項目	平成26年度	平成25年度
9.業務体制		
①職 員	11	5
（ 兼務職員	2	－
（ 水道専任	2	4
（ 下水専任	6	－
（ 臨時職員	1	1
②施工管理技師業務委託	4	3
（ 水道工事管理	3	3
（ 下水道工事管理	1	－
③事務系業務委託（水道事業）	2	2
（ 公営企業会計(予算・決算)	1	1
（ 普及拡大	1	1
④包括委託	30	28
（ 料金系業務委託	11	10
（ 浄・配水場運転管理業務委託	6	6
（ 検針員業務委託	13	12

かすみから市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 7

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町水道事業の経営課題

項 目	内 容
1.普及率の向上が至上命題	平成12年度末⇒72.4%
2.普及率向上のための新事業	■ 第2配水場（現水道事務所）新設 （平成12年～平成16年） →1,720,000千円 ■ 平成17年度施設整備基本計画策定 配水管工事（平成17年～平成21年） →1,315,000千円 ■ 平成22年度施設設備基本計画見直し 平成36年までに9,530,000千円 内配水管新設 215 k m →5,860,000千円 ↓ 工事費捻出のために経費削減が重要課題

かすみから市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 8

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町水道事業の経営課題

経費削減の手法（1）

- 業務の全部又は一部を民間に業務委託して正職員を減

→平成13年度に11名  平成21年度に7名

- 平成21年度に業務委託を見直し新たな業務を併せて平成22年度より包括委託

→さらに2名減らして5名体制

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（水道料金等徴収業務・平成22年度より）

1.受付業務（一部既委託）平成27年度共同化

- ◎水道使用及び移動届けの受付
- ◎窓口での料金徴収
- ◎納入通知書及び納入証明書の発行
- ◎使用者からの苦情・問合せの対応

2.開閉栓業務（既委託）平成27年度共同化

- ◎届出による開閉栓作業
- ◎閉栓時の現地清算
- ◎水道使用中止時のメーター撤去
- ◎破損メーターの交換

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（水道料金等徴収業務・平成22年度より）

3.検針業務（既委託）平成27年度共同化

- ◎各戸検針作業
- ◎検針データの入力処理
- ◎「使用水量のお知らせ」の配布
- ◎異常水量の調査及び使用者へのお知らせ
- ◎無届使用者等の調査

4.調定業務（新規）

- ◎調定・賦課に関する資料作成
- ◎漏水減額等の書類作成及び使用者への通知並びに減額処理

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（水道料金等徴収業務・平成22年度より）

- ◎納入通知書の発送及び金融機関への口座振替データの依頼
- ◎不納欠損にかかる資料作成

5.収納業務（新規）平成27年度一部共同化

- ◎窓口収納及び収納消込
- ◎口座振替処理
- ◎コンビニ収納処理と集計表の作成
- ◎宛先不明納入通知書の調査及び配布

6.滞納整理業務（新規）平成27年度共同化

- ◎督促状の発送

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（水道料金等徴収業務・平成22年度より）

- ◎ 現地訪問及び電話等による未収金の徴収
- ◎ 滞納整理の交渉等の記録及び管理
- ◎ 転出未納者の追跡調査及びその料金徴収

7. 給水停止業務（一部既委託）平成27年度共同化

- ◎ 給水停止予告書及び停止書の作成及び交付
- ◎ 給水停止の執行
- ◎ 収納金の納入
- ◎ 給水停止の解除

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（水道料金等徴収業務・平成22年度より）

8. 電算処理業務（新規）

- ◎ データの入力
- ◎ 水道料金等の計算
- ◎ 各種帳票の出力
- ◎ データの管理
- ◎ システムの運用保守管理

9. 事務管理業務（新規）

- ◎ 予算・決算の事務補助
- ◎ 伝票発行事務

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（水道料金等徴収業務・平成22年度より）

◎ 固定資産台帳管理

◎ 貯蔵品管理

10. 給水装置等事務業務（新規）

◎ 給水装置工事申込書の受付

◎ 給水装置工事竣工票の受付

◎ 給水装置工事の現場立会い

◎ 不良量水器の交換

11. 配水場及び浄水場施設運転管理業務（既委託）

◎ 配水場・浄水場の運転管理と巡視

◎ 給水区域内における日常の水質及び水圧管理

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（水道料金等徴収業務・平成22年度より）

◎ 閉庁時の電話受付及び担当者への連絡

12. 検定満期量水器交換業務（新規）

◎ 検定満期量水器の抽出

◎ 検定満期量水器の交換

◎ 次年度の必要量水器の抽出

13. 空き家検針業務（平成23年度より）

◎ 空き家検針件数の抽出

◎ 空き家検針の実施

◎ 無断使用調査の実施

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（水道料金等徴収業務・平成22年度より）

14.納入通知書現地発行型検針用端末機導入（平成24年度より）

- ◎納入通知書の現地発行

15.上下水道料金システム導入（平成24年度より）

- ◎システムの維持管理
- ◎システムデータ管理
- ◎その他業務に関する電算処理

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（水道料金等徴収業務・平成22年度より）

16.公営企業会計システム導入（平成27年度より）

- ◎基本システム
- ◎工事管理
- ◎固定資産償却管理
- ◎貯蔵品管理
- ◎起債管理

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（下水道事務委託・平成25年度より）

1.排水設備業務

- ◎申請書の内容確認及び受付
- ◎台帳登録
- ◎完了届の内容確認及び受付
- ◎現地完了検査

2.滞納整理業務

- ◎催告書の作成及び発送
- ◎現地訪問及び電話等による未収金の徴収
- ◎滞納整理の交渉等の記録及び管理
- ◎滞納整理業務に係る調査データの作成

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（下水道事務委託・平成25年度より）

3.使用料免除申請処理業務

- ◎生活保護等による使用料免除申請の確認及び受付
- ◎使用料免除申請の事務処理

4.使用料減額申請処理業務

- ◎漏水等による使用料減額申請の確認及び受付
- ◎使用料減額申請の事務処理

5.井戸水利用下水道使用者の人数確認業務

- ◎井戸利用下水道使用者の使用人数確認作業

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（下水道事務委託・平成25年度より）

6. 農業集落排水使用料徴収業務

- ◎ 使用料調停業務
- ◎ 使用料収納業務
- ◎ 使用料電算処理業務
- ◎ 使用料滞納整理業務

7. 農業集落排水設備業務

- ◎ 申請書の内容確認及び受付
- ◎ 台帳登録
- ◎ 申請書の内容確認及び受付
- ◎ 現地完了検査

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（下水道事務委託・平成25年度より）

8. 浄化槽設置等届出処理業務

- ◎ 届出書の内容確認及び受付
- ◎ 台帳登録
- ◎ 県（県南合同庁舎）の環境保全課と建築指導課に届出書提出

9. 浄化槽設置補助申請処理業務

- ◎ 補助申請書の内容確認及び受付
- ◎ 台帳登録
- ◎ 設置場所の現地確認
- ◎ 補助決定通知書の作成及び通知

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町包括委託内容（下水道事務委託・平成25年度より）

10.汚水放流施設利用承認申請処理業務

- ◎届出書の内容確認及び受付
- ◎台帳登録
- ◎接続箇所の現地確認
- ◎施設利用承認書の作成及び受渡

11.窓口照会電話対応業務

- ◎上記業務の窓口照会業務
- ◎上記業務の電話対応業務

【1】2市町水道事業の現状とそれぞれの経営課題

■ 阿見町水道事業の経営課題

経費削減の手法（2）

- 平成23年度東日本大震災で放射能対策のため
→さらに1名減らして4名体制

手法の限界

民間より新たな提案  料金徴収の共同化により経費の削減

【2】共同発注のきっかけと5市町村による勉強会

■目的と背景

目 的

水道料金等徴収業務共同委託による経費縮減

背 景

平成24(2012)年末、委託業者（共通）よりセンター方式による費用縮減効果プランを首長提案

市町村

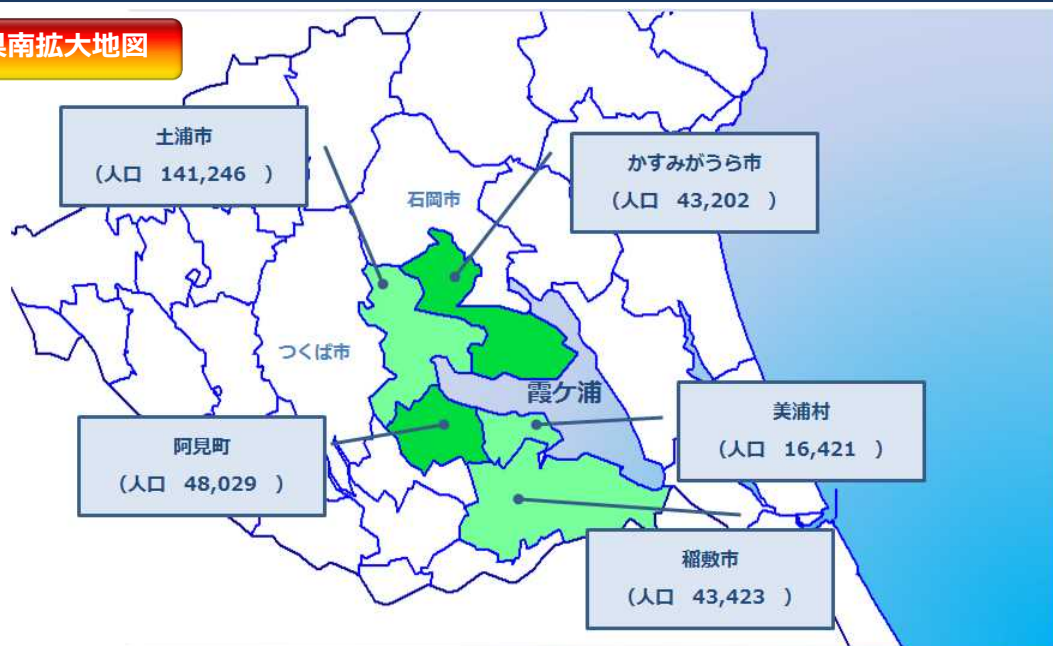
土浦市、かすみがうら市、阿見町、美浦村、稲敷市

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 25

【2】共同発注のきっかけと5市町村による勉強会

■5市町村の位置

茨城県南拡大地図



平成27年10月1日現在 各市町村HPより

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 26

【2】共同発注のきっかけと5市町村による勉強会

■水道事業の概要（平成24年度版 茨城県の水道より）

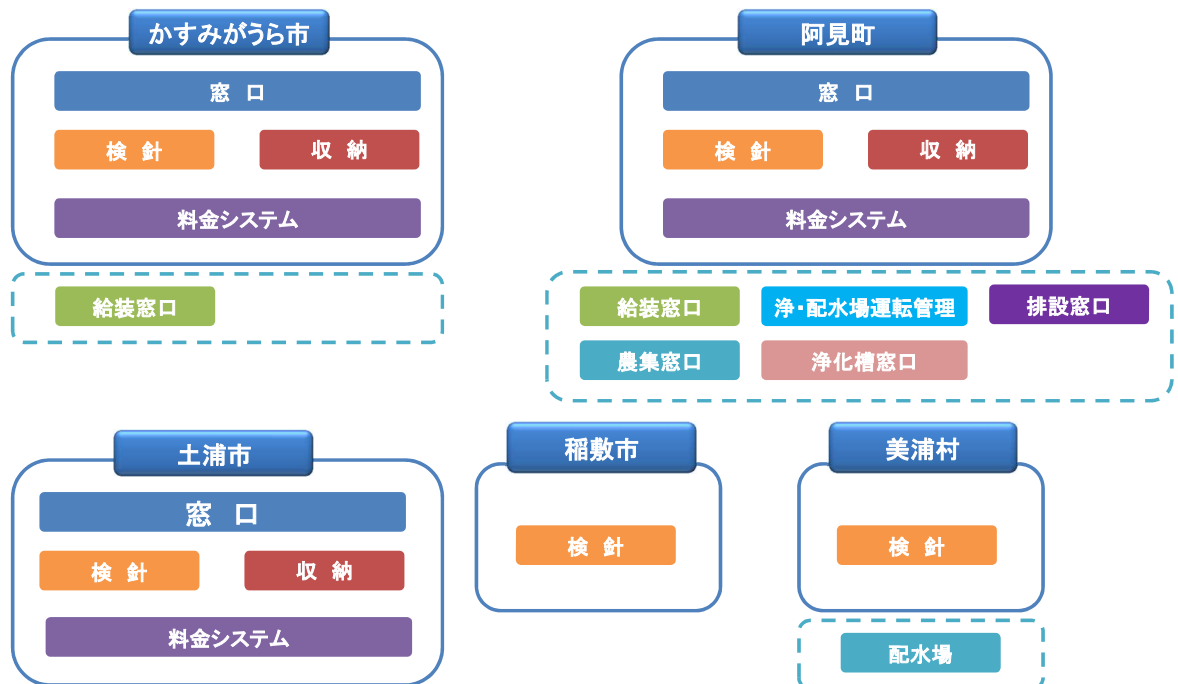
団体名	かすみがうら市	阿見町	土浦市	稲敷市	美浦村
給水区域内人口	42,704人	47,575人	140,765人	44,903人	16,577人
面積	156.61㎡	71.39㎡	122.89㎡	205.81㎡	66.61㎡
事業区分	上水道（末端）	上水道（末端）	上水道（末端）	上水道（末端）	上水道（末端）
普及率	98.4%	84.4%	96.5%	67.9%	95.3%
稼働率	57.7%	88.8%	80.0%	78.6%	72.2%
有収率	88.1%	90.6%	92.6%	87.3%	98.2%
職員数（臨時職員含む）	8人	5人	22人	12人	5人
営業収益	924,207千円	907,334千円	3,246,423千円	846,012千円	529,959千円
営業費用	841,289千円	840,584千円	2,908,517千円	841,333千円	492,741千円

* H25年3月末時点数値

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 27

【2】共同発注のきっかけと5市町村による勉強会

■5市町村の発注業務



かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 28

【2】共同発注のきっかけと5市町村による勉強会

■ 5市町村勉強会開始

自治体	給水人口	業務内容	契約満了日	検針期間	選定方式
土浦市	138,319人	システムを含む徴収業務全般	平成27年（2015）年3月31日	1～15日/月	プロポーザル方式
かすみがうら市	41,161人	システムを含む徴収業務全般 給水装置管理業務	平成27年（2015）年3月31日	15日～25日/月	プロポーザル方式
稲敷市	30,217人	検針	平成28年（2016）年3月31日	10～17日/月	入札
阿見町	40,257人	システムを含む徴収業務全般 給水装置管理業務 浄・配水場施設運転管理業務	平成27年（2015）年3月31日	1～15日/月	入札
美浦村	15,553人	検針	平成27年（2015）年3月31日	20～26日/月	見積合わせ

5市町村共通点：

水道業務改善のため水道料金等徴収業務を民間業者へ委託する

5市町村勉強会開催：

平成25(2013)年8月～平成26(2014)年2月

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 29

【2】共同発注のきっかけと5市町村による勉強会

■ 共同発注までの経過

項 目	内 容
第1回 勉強会	土浦地区広域共同委託（仮称）勉強会開催 日 時：平成25年8月6日 場 所：土浦市水道課 内 容：①広域共同委託に向けての構想案の紹介 ②広域共同委託に関する利点と課題 ③各事業体の現状分析結果の紹介
第2回 勉強会	土浦地区広域共同委託（仮称）勉強会開催 日 時：平成25年10月25日 場 所：阿見町水道課 内 容：①阿見町の委託前と委託後の収納率の推移 ②泉大津市松坂課長との質疑応答（テレビ会議）

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 30

【2】共同発注のきっかけと5市町村による勉強会

■共同発注までの経過

項 目	内 容
第3回 勉強会	土浦地区広域共同委託（仮称）勉強会開催 日 時：平成25年11月29日 場 所：かすみがうら市あじさい館 内 容：①過去2回の勉強会で得た情報の再確認 ②事業体のみでの協議会へ移行の検討
第4回 勉強会	土浦地区広域共同委託（仮称）勉強会開催 日 時：平成26年1月22日 場 所：美浦村役場（日本水道協会参加） 内 容：①日本水道協会への質疑 ・共同委託における独占禁止法の問題 ・プロポーザル募集形式 ・提案業者からの理由 ・関係法令等

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 31

【2】共同発注のきっかけと5市町村による勉強会

■共同発注までの経過

項 目	内 容
第5回 勉強会	土浦地区広域共同委託（仮称）勉強会開催 （日本水道協会参加） 第5回 平成26年2月12日 場 所：稲敷市水道課 内 容：提案業者への質疑 ・共同委託における独占禁止法の問題 ・お客様センターとの内線電話の問題 ・契約方法について ・各事業体の方向性等について意識確認
平成26年3月 ※2市町覚書締結	かすみがうら市と阿見町「水道料金等徴収業務広域化推進に関する覚書」締結
平成26年5月 ※2市町協定書締結	かすみがうら市と阿見町「水道料金等徴収業務受託者選定に関する協定書」締結 ⇒ 共同発注に向けて協議開始
平成26年6月	2市町補正予算に「債務負担行為」

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 32

【3】2市町による共同発注

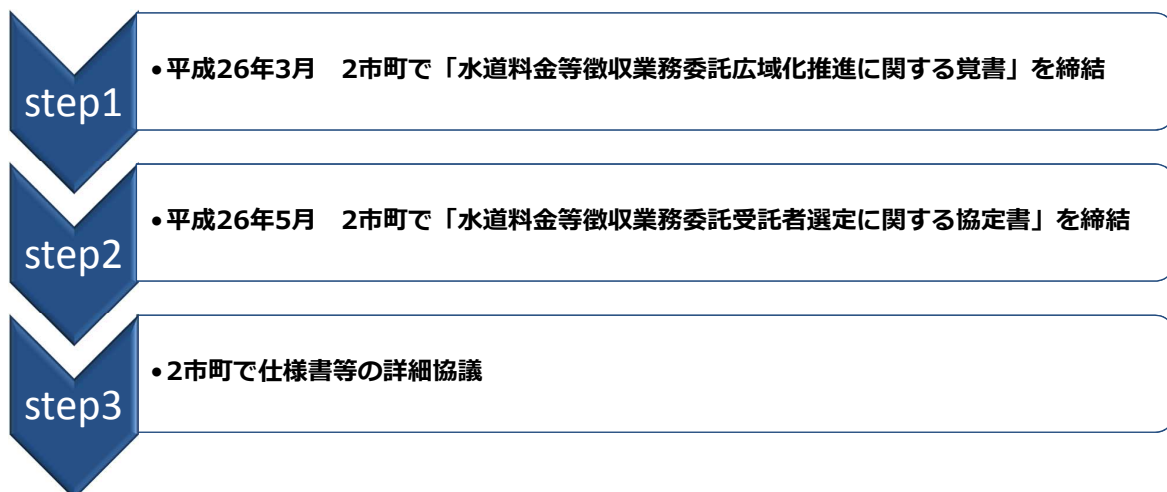
■ 2市町が実施した共同発注の概要

項 目	内 容
1. 委託者選定手法	上下水道料金等収納業務委託者を2市町連携して選定委員会を組織し一般公募型プロポーザル方式により選定
2. 委託業務範囲	上下水道料金等収納業務のうち2市町共通業務を発注 ・受付業務 ・開閉栓業務 ・検針業務 ・調定業務等及び付帯業務
3. 共同委託にむけての勉強会等検討期間	平成25年8月～平成26年3月（8カ月） 計画的な検討会議開催
4. 委託期間と費用	・委託契約期間は平成27年4月～平成32年3月の5年間 ・契約期間の確保による委託金額の平準化と縮減 ・債務負担行為予算計上 ・選定委員会費用は折半

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 33

【3】2市町による共同発注

■ 共同発注に向けてのスケジュール



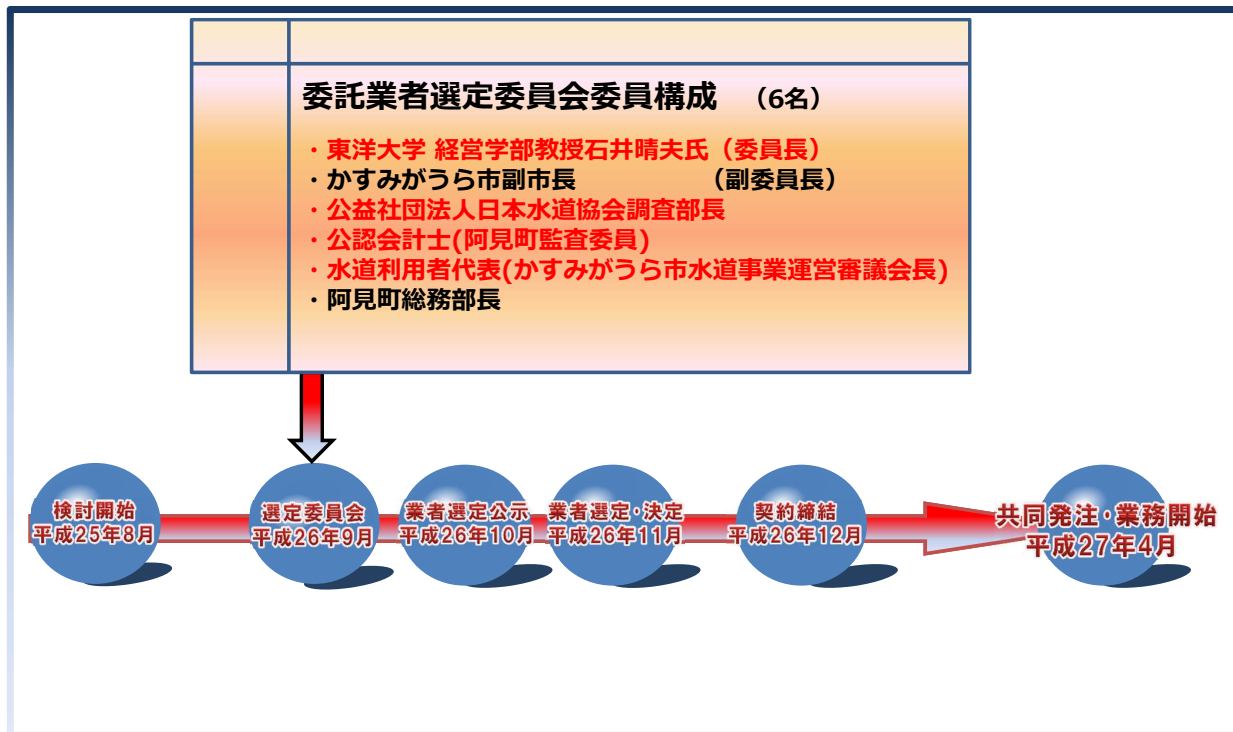
平成26(2014)年10月3日

かすみがうら市・阿見町水道料金等徴収業務一般公募型プロポーザル公示

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 34

【3】2市町による共同発注

■ 共同発注における工程表



【3】2市町による共同発注

■ これからの共同発注に向けての留意点

① 業者選定過程の透明性の確保

- 1) 契約にかかる関係法令（官製談合防止法、独占禁止法等）の再検討
- 2) 委託業者選定委員会の組織編制と位置付け
- 3) 一般公募型プロポーザルによる業者選定の制度化

② 参加事業体の枠組み連携継続

- 1) 参加事業体加入促進
- 2) 契約期間が異なる事業体との連携

③ 共同発注の地理的条件

- 1) 関係事業体の中心地に中央センター設置可能
※2市町中心市（土浦市）にお客様センター設置
- 2) 事務調整はどこが担うか（かすみがうら市事務局）

【3】2市町による共同発注

■ 共同発注委託業者選定に向けての留意点

④民間経営手法導入に向けての業者選定と官民連携

- ・ 応募参加業者の契約相手先としての適格性を事前審査
- ・ 提案書内容を客観的評価により重点配分。見積金額評点配分は抑制。
- ・ 外部有識者を中心とする選考委員会

⑤2市町共同発注に向けての事業体連携

- 1) 共通委託業務(コア)と単独委託業務(オプション) = 民間共同委託 =
- 2) コア業務発注先を共同で選定する = 共同発注 =
 - ・ 一般公募型プロポーザルと業者選定委員会
 - ・ 評価基準、評価項目別加点方式(総合評価200点)
 - ・ 一般公募におけるプロポーザル参加資格要件と審査基準の明確化
- 3) 提案書経営内容等プロポーザル事前評価と評点付与基準の明確化
 - ・ 客観的項目評価、見積額評価と主観的項目
- 4) 共同発注のための委託業者選定委員会
 - ・ プレゼンテーションの評価と評点付与
 - ・ 共同発注に関わる費用は折半(10万円程度)

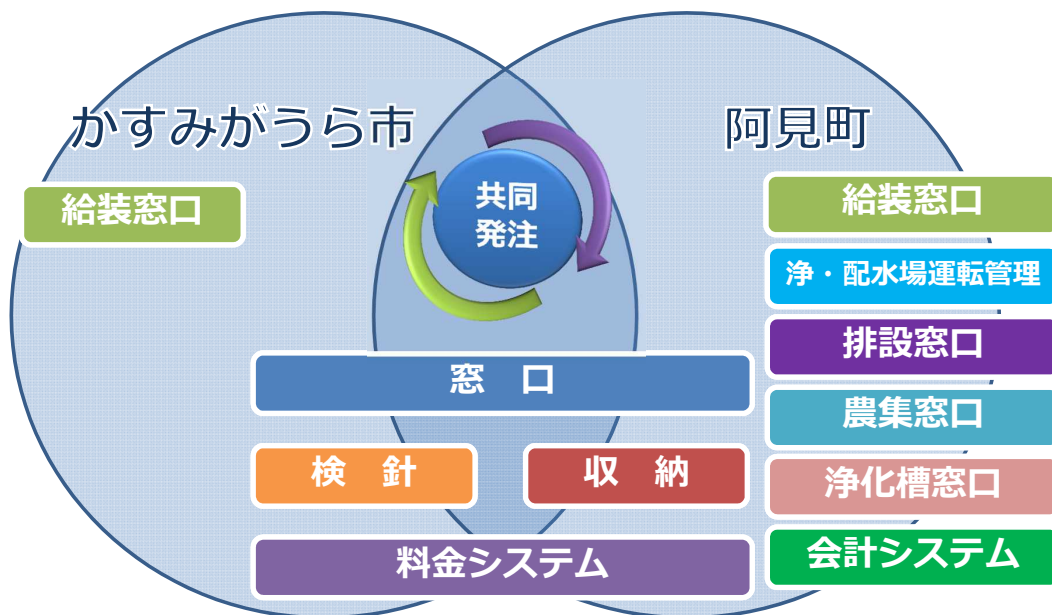
⑥選定委員会結果を各首長へ報告し解散

⑦2市町個別契約

※コア業務の2市町の言葉の定義は、水道料金徴収業務を言います

【3】2市町による共同発注

■ 共同発注の位置付け



【4】共同発注の成果と今後の展開

■総務省自治財政局公営企業課ヒアリング（平成26年12月）

■総括的事項

- 事業の概要、共同委託の概要
- 共同委託検討のきっかけ、背景
- 他の手法と効果比較、効果の検証検討
- 手続きの流れ
- 苦労したとこと対応策
- 今後の展開等

【4】共同発注の成果と今後の展開

■総務省自治財政局公営企業課ヒアリング（1：総括）

日 時：平成26年12月17日

場 所：総務省 会議室

質問者：総務省大臣官房審議官、公営企業課長、公営企業経営室長、
公営企業経営室課長補佐、公営企業課経営企画係長、
日本政策投資銀行 P P P / P F I 推進センター課長

■ヒアリング内容

- ・ 事業の概要、共同委託の概要
- ・ 共同委託検討のきっかけ、背景
- ・ 他の手法と効果比較、効果の検証検討
- ・ 手続きの流れ
- ・ 苦労したとこと対応策
- ・ 今後の展開等
- ・ その後

【4】共同発注の成果と今後の展開

■総務省自治財政局公営企業課ヒアリング内容（2：項目ごと）

（総括的事項）

1. 事業の概要、共同委託の概要をお聞かせください。

（検討開始前）

2. 共同委託を検討することとなったきっかけ、背景をお聞かせください。

（検討）

3. 他の手法との効果比較、共同委託による効果（人件費、物件費等の費目別の経費削減額）の詳細検証等、検討の詳細を検討の流れに沿ってお聞かせください。

（検討時の資料も適宜ご提供いただければ幸いです。）

【4】共同発注の成果と今後の展開

■総務省自治財政局公営企業課ヒアリング内容（3：項目ごと）

（採用から実施まで）

5. 共同委託の採用から実施に至るまでの手続きの流れに沿ってお聞かせください。（議会等への説明資料も適宜ご提供いただければ幸いです。）

6. 共同委託の採用から実施に至るまで、どのような点に苦労しましたか。かかる点への対応策と共にお聞かせください。

7. どうして共同委託の採用・実施に踏み切ることができたのか、お聞かせください。

【4】共同発注の成果と今後の展開

■総務省自治財政局公営企業課ヒアリング内容（４：項目ごと）

（実施後）

８．共同委託を実施した効果（人件費、物件費等の費目別の経費削減額）を検討・採用時と比較検証し、改善策を講じうる等実施後のモニタリングはどのように行っていますか。

その詳細をお聞かせください。モニタリングしていない場合は、少なくとも検討・採用時に期待した効果、実施後の効果について、お聞かせください。

９．実施後に生じた課題について、その対応等と共にお聞かせください。

１０．貴団体が実施した共同委託は他の団体においても活用し得る手法であると考えますか。他の団体が実施するために必要な条件があればお聞かせください。

【4】共同発注の成果と今後の展開

■総務省自治財政局公営企業課ヒアリング内容（５：各項目）

（総括的事項）

１１．新たな手法の活用を含めた今後の展開について、お聞かせください。

１２．以上を踏まえて、制度的な課題や広域化・官民連携の促進に資する国に期待する支援策等で意見があれば、お聞かせください。

【4】共同発注の成果と今後の展開

■共同発注の成果とシェアードサービス

項目	かすみがうら市	阿見町	合計	共同営業所	効果
社員	5人	8人	13人	11人	▲2人
事務員	1人	3人	4人	3人	▲1人
検針員	15人	13人	28人	28人	-
合計	21人	24人	45人	42人	▲3人

平成27年3月末窓口等執行体制

平成27年4月以降

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 45

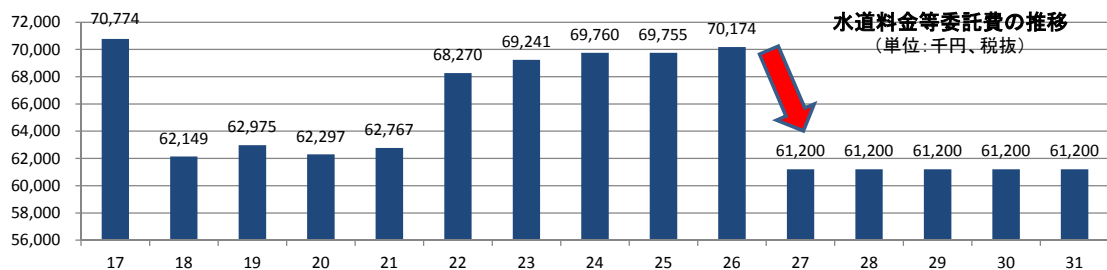
【4】共同発注の成果と今後の展開

■共同発注の成果とシェアードサービス

①委託料縮減成果（上下水：税抜き）

【かすみがうら市】

※H18～26年度は調定件数に基づく委託料（税抜）



【阿見町】

年間委託費用 ▲ 7,200千円 削減

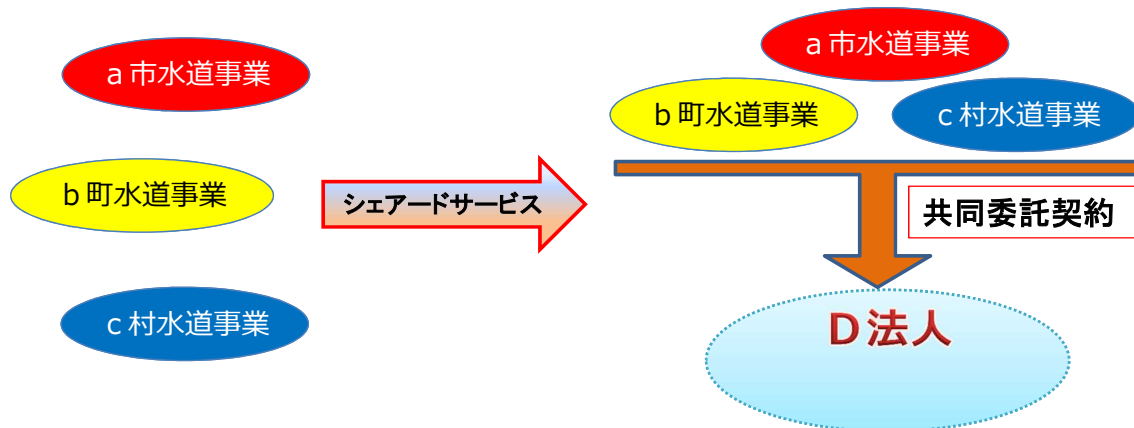
かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 46

【4】共同発注の成果と今後の展開

■シェアードサービスにおける民間業者委託契約①

■シェアードサービスにおいて想定される委託契約形態 ＝事業体連名による契約締結、オプションは別途契約＝

- 複数の地方自治体が共同の事務を踏まえて一つの民間事業者に委託すること。

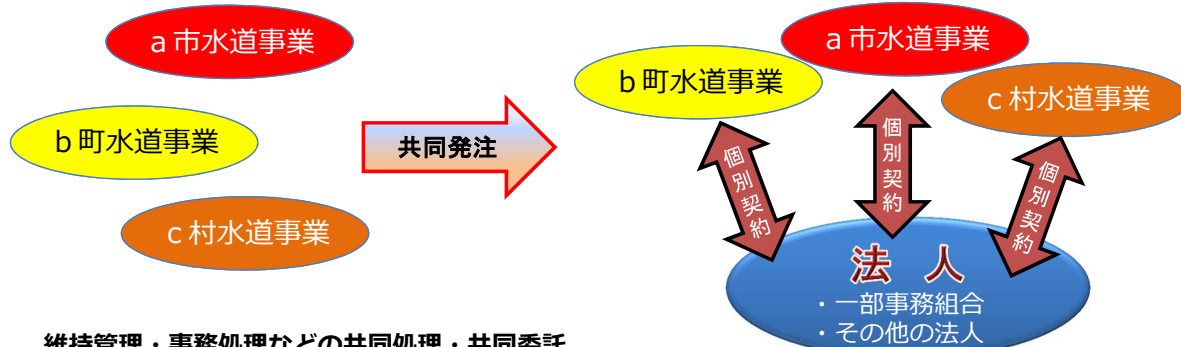


かすみから市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 47

【4】共同発注の成果と今後の展開

■シェアードサービスにおける民間業者委託契約② ※共同発注は個別契約

複数の水道事業等が、一元的に管理を行う一部事務組合や民間法人へ業務を共同で委託する方法で、管理の一体化が必要となる以外は、認可・施設・組織・料金の一体化は不要です。



維持管理・事務処理などの共同処理・共同委託

手法	利 点	留 意 点	規約	議会承認	議員	事務局	協定書
任意の協議会設置	● 地方自治法に基づく協議会と比べ簡易な手続きで設置可能	● 任意協議会（権利能力なき社団）は契約主体となれない	-	-	-	○	○
協議会の設置	● 一部事務組合と比べ簡易な組織	● 当該地方公共団体すべての議会の承認が必要となる	○	○	-	○	○

かすみから市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 48

【4】共同発注の成果と今後の展開

■今後の展開（かすみがうら市）

包括委託を意識した経営戦略

- ・ 共同発注は広域化経営戦略の一つ
- ・ 民間経営手法の活用
- ・ シェアードサービス効果の検証

今後の展望

- ・ P D C Aサイクルによる事務の検証と手法の確立
- ・ 委託範囲の拡充
- ・ 参加団体増加による委託料の更なる縮減
- ・ 資器材の共同購入
- ・ 他事業体との人事交流

【4】共同発注の成果と今後の展開

■今後の展開（阿見町）

共同化事業の拡大

- 他業務についても共同化を模索

参加事業体の増加

- 勉強会を行った他事業体に働きかけ参加を促す

資器材の共同購入

- メーター、次亜塩素酸ナトリウム等

人事交流

【5】添付資料

■ 水道料金等徴収業務広域化推進に関する覚書

水道料金等徴収業務広域化推進に関する覚書

かすみがうら市（以下「甲」という）と阿見町（以下「乙」という。）は、近隣水道事業との委託業務の標準化による事業の効率性と費用の削減を図るため、水道料金等徴収業務の共同委託推進に関し次のとおり覚書を交換する。

基本目標について地方公共団体が運営する水道事業は、生活に直結した業務であり、その特殊性、信頼性及び専門性に加え、業務の経験、知識が特に必要な事業である。水道事業において、既に水道料金等徴収業務を民間委託している、継続には多大の費用が必要である。

甲と乙は、平成27年度から5年間の本業務を委託するにあたり、共同して経費の削減を図るため、経験、知識等に優れた業者を選定し、水道事業の安定に資するものとする。

業務推進の協力について甲及び乙は、水道料金等徴収業務委託業者選定を行うため、相互に協力して必要な課題解決に努めるものとする。

実施時期について平成26年9月30日を目標に水道料金等徴収業務委託業者を共同で選定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。
平成26年3月28日

甲 住所
氏名
乙 住所
氏名

【5】添付資料

■ 水道料金等徴収業務委託者選定に関する協定書

水道料金等徴収業務委託者選定に関する協定書

かすみがうら市（以下「甲」という。）、阿見町（以下「乙」という。）は、水道料金等徴収業務委託に関し、以下の条項に従い協定書を締結する。

（目 的）

本協定により、甲、乙は、水道料金等徴収業務を同一業者に委託することで業務の効率化により経費の軽減を図ることを目的とする。

（委員会の設置）

第2条 甲・乙は、水道料金等徴収業務委託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、受託業者の選定に関し必要な事項について審査する。

（選定委員会事務局）

第3条 選定委員会の事務局については、かすみがうら市水道事務所水道課とする。

（協定書有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定書締結の日から受託者選定が決定した日までとする。

（契約書）

第5条 受託者との契約は、甲、乙それぞれと契約を交わすものとする。

（その他）

第6条 本協定書に定めのない事項については、選定委員会において定めるものとする。
上記を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各1通ずつ保管するものとする。

平成26年5月28日

甲 住所
氏名
乙 住所
氏名

【5】添付資料

■ 受託事業者からの提案 = 事例紹介 =

・ 共同センター方式によるお客様サービス向上

- 共同センター方式による窓口サービスの向上
- 立地条件を生かしたサービス拠点の確保と迅速なお客様対応

かすみ阿見共同営業所・土浦営業所外観



かすみ阿見共同
お客様センター

土浦営業所



かすみから市・阿見町 シェアードサービス 事例紹介 53

かすみがうら市水道事業ビジョンは、地域特性と将来性を踏まえ『持続』し『安全』で『強靱』な水道を実現するための地域経営戦略をマネジメントする骨子となるものです。

本市水道事業が直面する諸課題に対して次の市独自の視点から将来の諸施策に取り組んでまいります。

将来像実現に向けての施策方針

①持続する水道

- ・浄水場統廃合（千代田地区浄水場 5浄水場→1浄水場統合）
- ・地理的条件を活かした効率的施設配置
市内2受水地点（県西用水、県中央）を1ヶ所に集約
受水地点を高地に統合し自然流下方式により全市内給水
小規模発電

②安全な水道

- ・県用水供給事業との連携 → 30年・50年後構想づくり
- ・地理的条件を活かした効率的施設配置（配水施設）
- ・広域化に向けて用水供給事業との垂直統合広域化の端緒
- ・PFI事業の採用による官民連携

かすみから市・阿見町 シェアードサービス 事例 54

③水道事業ビジョンにはアセットマネジメント+α

経営戦略(投資と資産試算)策定に向けて民間経営分析手法に学ぶ
アセットマネジメント+SWOT、VE(バリューエンジニアリング:機能とコスト)
共同発注



(例1)配水管更新は現状把握と優先順位を付けて推進する

- ・耐用年数と使用可能年数
- ・Φ75mm以上の水道管はGX型(100年)+ホリエチレンスリーブ(20年)
- ・更新計画:大口径管敷設替え優先
配水本管→配水主管→配水支管→配水枝管(50mm以下)
- ・道路改良工事にあわせた敷設(舗装改修目安30年)
※掘削幅は0.6mなのに……

占用条件 ①市道幅員4.0m未満は全面復旧

② " 4.0以上は片側復旧

③県道は幅員に関わりなく全面2層復旧

④~Φ50mmは道路改良工事のとき

(例2)漏水修理貯蔵品の簡素化と共同管理

- ・ゴム製品は5年で交換
- ・铸铁管漏水はピンホール、塩ビ管は亀裂

④給水装置の今後の位置付け

- ・配水管のめざす使用年数は100年なのに給水装置は短い。
- ・PEPによるメータボックスまでシームレス配管。
- ・給水装置漏水を防ぎ有収率向上
- ・止水栓一体型メータボックスによる水道メータ簡単交換。
- ・加入金減免措置。

⑤職員の意識改革に向け目標値を明確化

- ・一般会計補助金“25,000千円⇒0” (経営独立採算)
- ・純利益確保(>長期前受金戻入額) (損益計算書)
- ・将来の大規模投資に備え企業債減少 (貸借対照表)
- ・年度末現金預金残高増加 (CF計算書)

⑥水道は市民のライフライン。“住んでみたいまちづくり”を実現。

- ・水質検査結果公表 =安全=
- ・安定水源確保(地下水+県西用水+県中央) =持続=
- ・震災を踏まえ配水管を耐震化 =強靱=
- ・0m³を基本水量とする従量制水道料金 (H27.1.1)
- ・経営は独立採算、黒字決算であり負債は少なく現金は充分
- ・有収率は毎年向上……等々他に誇れるものがある



かすみがうら市水道事業ビジョン

～水と絆と安心を届ける水道～



かすみがうら市上下水道部水道課

【概要版】

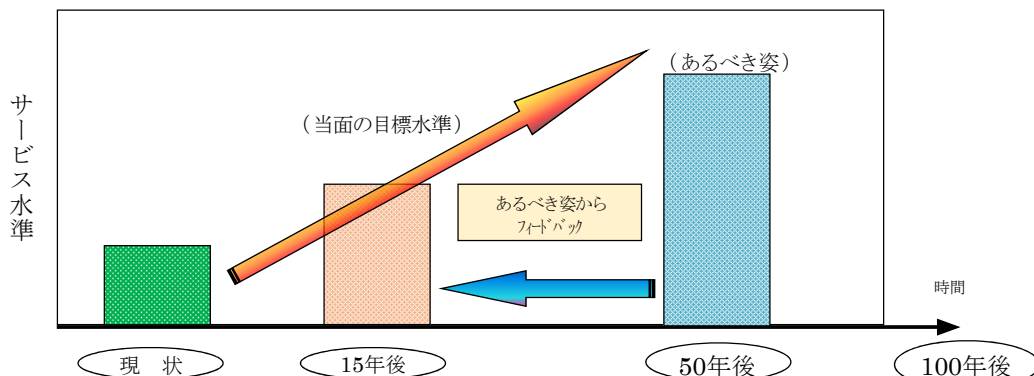
かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例 57

1 ビジョンの策定趣旨

市の水道事業は、平成26年度末現在、給水人口40,607人、1日あたりの平均給水量11,908㎡の安全で安定した水を市民の皆さまへ供給しています。現在、水道を取り巻く状況は、少子化による人口減少社会の到来や創設期に建設した施設の老朽化、また東日本大震災の発生を踏まえた災害対策のあり方など大きな変化を迎えています。

こうした背景のもと、来るべき時代に求められる課題に取り組む新しい将来像「かすみがうら市水道事業ビジョン」を策定し、図－1のイメージに基づき現状において市が抱える諸課題を抽出し、50年後100年後の水道のあるべき姿を見据え水道の理想像を明確化するとともに、その理想像を具現化するため今後おおむね15年間の施策目標などを定めます。

市は、本ビジョンを着実に実行することにより、安全(安心して飲める)かつ強靱(災害に強い)で持続的な(いつまでも皆さまの近くにありつづける)水道水の安定供給を目指します。安全で強靱な水道が50年、100年先まで持続するよう市民の皆さまと連携し、統廃合を含む老朽施設の更新等の課題を長期的かつ総合的な観点から検証し効率的・効果的に施策を推進することとします。



図－1 施策設定のイメージ

かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例 58

2 計画の指標

項目	平成17年度 2005年度	平成22年度 2010年度	平成26年度 2014年度	平成41年度 2029年度
給水人口	42,873人	41,936人	40,607人	35,497人
普及率	93.1%	93.3%	93.6%	95.0%
一日最大給水量	14,499m ³	14,636m ³	12,622m ³	13,286m ³
一日平均給水量	12,304m ³	11,834m ³	11,908m ³	10,629m ³
一人一日最大給水量	338ℓ	349ℓ	311ℓ	374ℓ
負荷率	84.9%	80.9%	94.3%	80.0%

－ 下稲吉第2浄水場 県西用水受水第3配水池 －
(千代田地区)



かすみから市・阿見町 シェアードサービス 事例 59

3 ビジョンの位置づけ

厚生労働省は、平成25年3月に「新水道ビジョン※1」を公表し、水道を取り巻く大きな環境の変化に対応するため水道の理想像【安全な水道、強靱な水道、そして水道サービスの持続】を示しました。茨城県は、平成14年度に今後の水道整備の指針となる「茨城県水道整備基本計画21※2」を策定しました。平成17年のかすみから市誕生に合わせ、旧千代田町と旧霞ヶ浦町の水道事業を統合し事業の一元化・一体化を推進してまいりましたが、合併後10年が経過し水道事業を取り巻く状況が大きく変化していることから、これを契機として新たな長期構想である「かすみから市水道事業ビジョン」(以下「ビジョン」という)を策定することとしました。

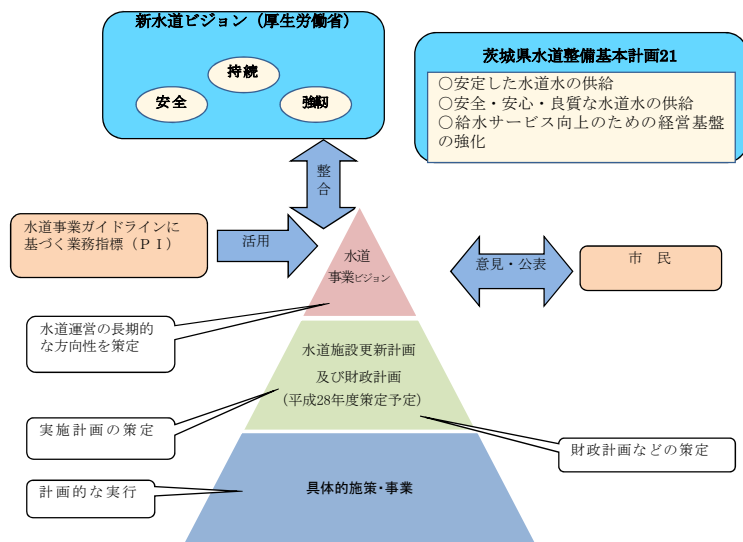


図-2 かすみから市水道事業ビジョンの位置づけ

〔解説〕

※1新水道ビジョン：厚生労働省は平成16年に「水道ビジョン」を策定し、今後の水道事業のあるべき姿や方向性を明らかにしました。(平成20年に改訂)その後、水道を取り巻く大きな環境変化(人口減少と水需要減少の時代到来、東日本大震災を踏まえた災害対策)に対応するため、平成25年3月に新しいビジョンとして「新水道ビジョン」を公表しました。その中で、「安全」、「強靱」、「持続」の3つの政策課題に関する目標が書かれています。

※2茨城県水道整備基本計画21：茨城県は平成3年に策定した「新茨城県水道整備基本構想」の水需要を見直し、水道を取り巻く環境変化に応じた「茨城県水道整備基本計画21」を平成14年に策定しました。

本ビジョンでは、図－2に示すとおり、「新水道ビジョン」(厚生労働省)、「茨城県水道整備基本計画21」と整合を図るとともに、上位計画である「かすみがうら市総合計画」にある独自性や地域性を踏まえた具体的な施策の実施に関する方向を明確にするものとしてこれからの水道事業運営の方向性を設定します。また、今回の策定に当たっては、国が示した新水道ビジョンに対応した「『水道事業ビジョン※3』作成の手引き」と事業の成果と到達度を客観的かつ具体的に評価するため「水道事業ガイドライン※4」に基づく業務指標(以下「PI」という)を活用し、図－3の手順に基づき、市民の皆さまに安全で安心な水を安定的にお届けし続けるための施策や課題を長期的に展望し、水道施設の整備・維持管理に努め水道事業を着実に継続してまいります。

なお、本ビジョンの計画期間は15年間とし、適宜フォローアップに努めていきます。

図－3 かすみがうら市水道事業ビジョン策定の流れ



－ 霞ヶ浦浄水場 急速ろ過器 －
(霞ヶ浦地区)

〔解説〕

※3水道事業ビジョン：「新水道ビジョン」を踏まえて、各水道事業者等が作成するビジョンを言います。

※4水道事業ガイドライン：水道事業のサービス水準向上を図ることを目的として平成17年1月に社団法人日本水道協会が策定しました。水道サービスを一定の算定式を用いて数値化していくうえでの目標となる6項目「安心」、「安定」、「持続」、「環境」、「管理」、「国際」に分類されています。



4 策定の手法

本ビジョンの策定にあたり、市民の皆さまの満足度向上と職員の意識改革を目指し企業などで多く用いられている分析手法を活用することとしました。

分析には、「VE(バリューエンジニアリング)※5」と「SWOT(スウォット)※6」及び「新SWOT※7」の3つの手法を参考とし、図－3の手順に従い「現状の評価」「課題の抽出」「理想像と目標設定」「実現方策」の検討作業を行いました。

これらの分析は専門性が必要とされるため、職員の理解と意識向上を図るため市内在住の有識者(佐々氏※8)を講師に招き、助言をいただきながら実施いたしました。水道事業は、公営企業として経営されていることから、今後も機会を捉え一過性のものとせず民間手法の活用に積極的に取り組み今後の経営戦略に活かしていきます。

〔解説〕

※5VE：製品やサービスの価値を、必要となる機能とコストの関係から把握し、分析の中から価値の向上をはかる手法。我が国では、1960年頃から導入されています。

※6SWOT：現状の強み(S)、弱み(W)、機会(O)、脅威(T)から分析し、「強みを活かす」「弱みの克服」「機会の活用」「脅威の除去」などをはかる分析手法です。

※7新SWOT：SWOT分析を水道事業の特性に馴染むように改良された分析手法で、「経営環境の創造」「経営環境の悪化」「信頼」「失墜」から分析し、需要者(市民の皆様)の信頼を得られるようなサービスの実現を目的とした分析手法で、東洋大学大学院：石井教授が提言している。

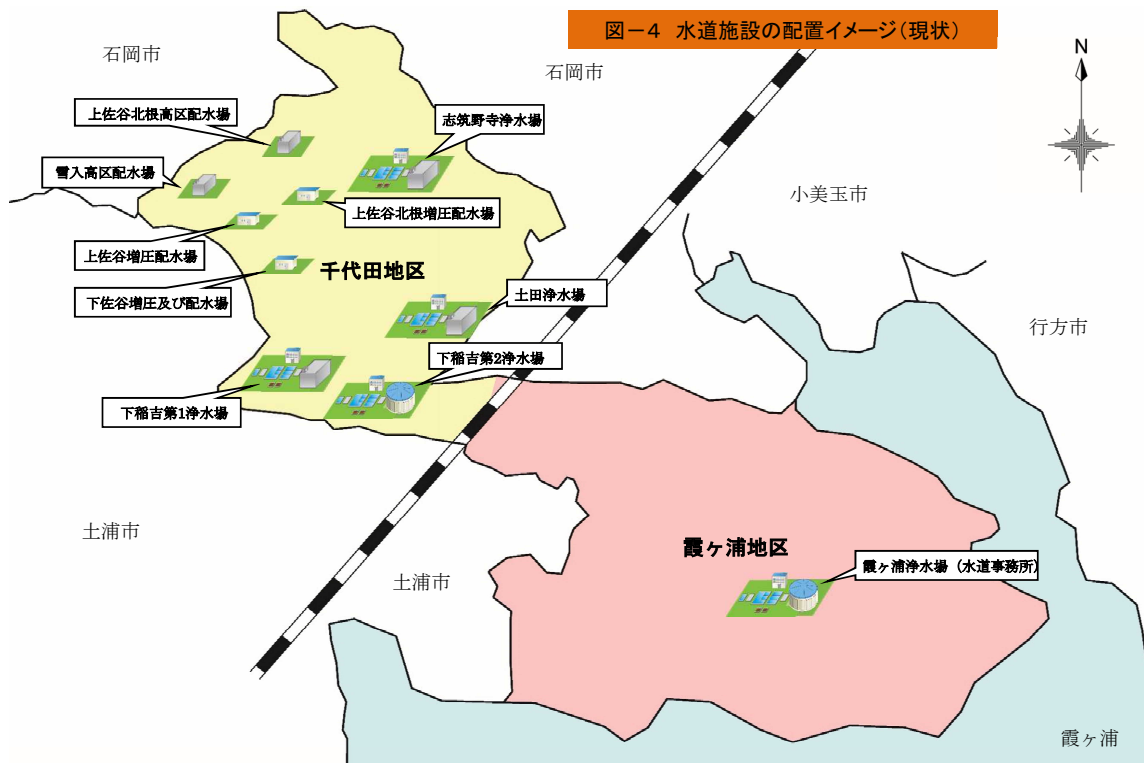
※8佐々松音(さっさ まつね)氏：日本VE協会参与(市内在住)であり、米国VE協会認定の国際バリュースペシャリストとして、幅広く活動されている。

VEやSWOTについての講習会風景



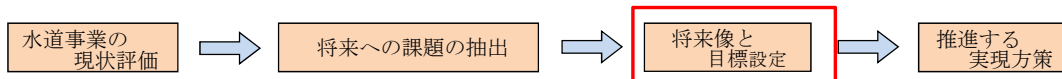
SWOT分析を用いた課題抽出風景





かすみかうら市・阿見町 シェアードサービス 事例 63

5 水道事業の将来像と基本理念



1) 将来像

「水道事業の現状分析と課題」を踏まえ、50年後、100年後の将来を見据えた水道の将来像を、「水道が絆となり、市民の皆さまに安心を届けるものであること」として、次のように定めました。

水と絆と安心を届ける水道

2) 基本理念

上記に示した将来像を実現するため、持続、安全そして強靱を基本理念に掲げ、体系的かつ総合的な視点に立って理想的な水道事業の構築に向けた施策の推進を図ってまいります。

基本理念

1. 【持続】
いつまでも市民の近くにあり続ける水道
2. 【安全】
いつ飲んでも安全で信頼される水道
3. 【強靱】
災害に強くたくましい水道

3) 水需要のまとめ

全体的に、人口の減少に伴い給水量が減少していく見通し。普及率や有収率は横ばい傾向だが、今後の向上に向けて配水管延伸による未普及地域の解消や老朽管更新等計画的に取り組む必要がある。

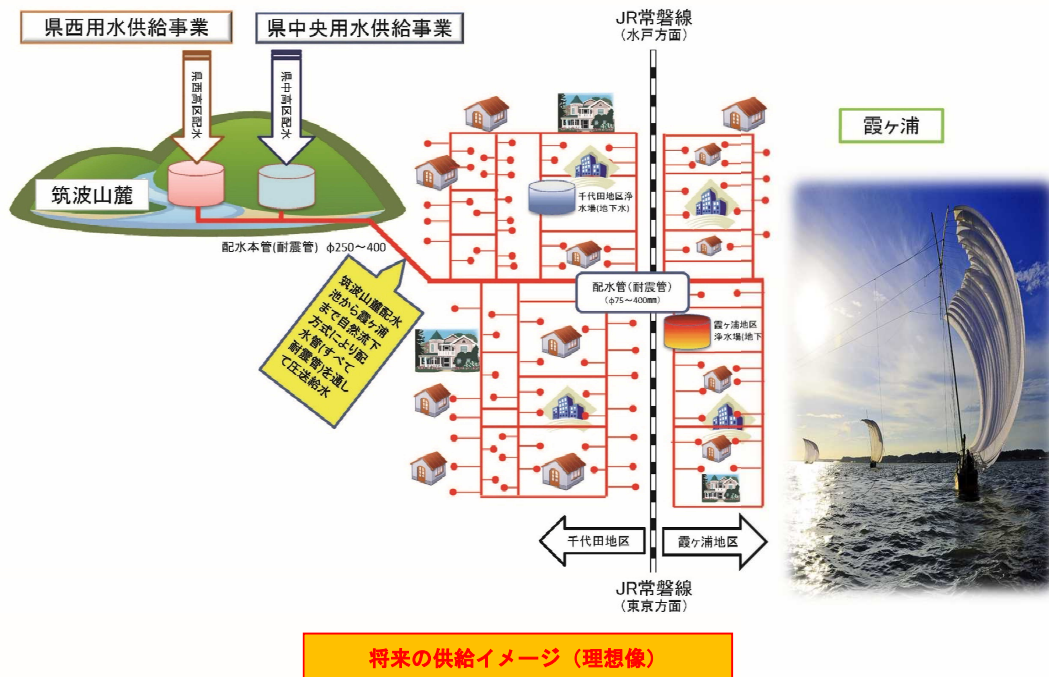
項目	H26 (実績) 2014	H31 2019	H36 2024	H41 2029
行政区域内人口(人)	43,372	41,626	39,627	37,367
給水人口(人)	40,607	39,147	37,454	35,497
普及率(%)	93.6	94.0	94.5	95.0
有収率(%)	86.9	88.6	89.1	89.6
一日平均給水量(m³)	11,908	11,289	10,961	10,629
負荷率(%)	94.3	80.0	80.0	80.0
一日最大給水量(m³)	12,622	14,111	13,701	13,286



— かすみがうら市水道事務所 : 霞ヶ浦浄水場内 —

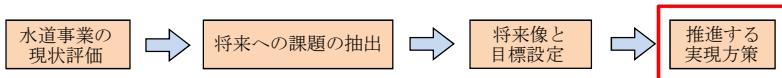
かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例 65

水道事業ビジョンが目指すかすみがうら市水道の将来像 ～ 水と絆と安心を届ける水道 ～



かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例 66

6 推進する施策



推進する施策	持続	安全	強靱	掲載ページ
「水の安全安心計画」(仮称)の策定				P. 52
最新の水質検査結果情報を公開				P. 52
水質検査計画の作成				P. 52
貯水槽の適正管理・衛生指導等を強化				P. 52
直結式給水方式の普及推進				P. 52
水道に精通した職員の配置・育成と組織力の強化				P. 52
民間活用を推進し技術水準向上・経営安定を図る				P. 53
千代田地区浄水場の統廃合実施				P. 53
「水道施設更新基本計画」(仮称)の策定				P. 53
水需要の減少に応じた施設の適正配置とダウンサイジング				P. 53
県水受水地点の見直し等広域化を視野に入れた安定水源確保				P. 53
発展的広域化を視野に入れた経費の縮減				P. 53
配水管の耐震化(最重要施策)				P. 54
耐震化計画の策定				P. 54
未加入者の加入促進による普及率の向上				P. 54
災害対策マニュアルに基づく実践的な防災訓練の実施				P. 55
消費エネルギーの抑制				P. 55
市民の意見を事業に反映させる仕組み作り				P. 56
市民との災害対策に関する情報の共有化とPR活動の推進				P. 56
市民に給水装置の施工や管理に関心を持ってもらうためのPR				P. 56

一 霞ヶ浦浄水場 県中央水受水配水池 (霞ヶ浦地区)



かすみがうら市・阿見町 シェアードサービス 事例 67

7 フォローアップ

「かすみがうら市水道事業ビジョン」では、計画期間をおおむね15年間と定めています。公営企業として本ビジョンに基づく経営戦略を、これからの投資・財政計画に具体的に取り組むべき理想像として反映させるとともに着実な実行を目指します。

また、今後の社会情勢の変化に対応するため、市民の皆さまからのご意見やアンケート調査等によりお客様ニーズの把握に努め、「持続」「安全」「強靱」の実現に向けて事業を進めてまいります。

市では図-8で示したPDCAサイクルにより、計画の策定【Plan】、事業の実施【Do】、達成状況の確認【Check】、改善の検討【Action】を繰り返し行うことによって改善を図り、本ビジョンの理念に基づく目標達成に向けた取り組みを推進します。

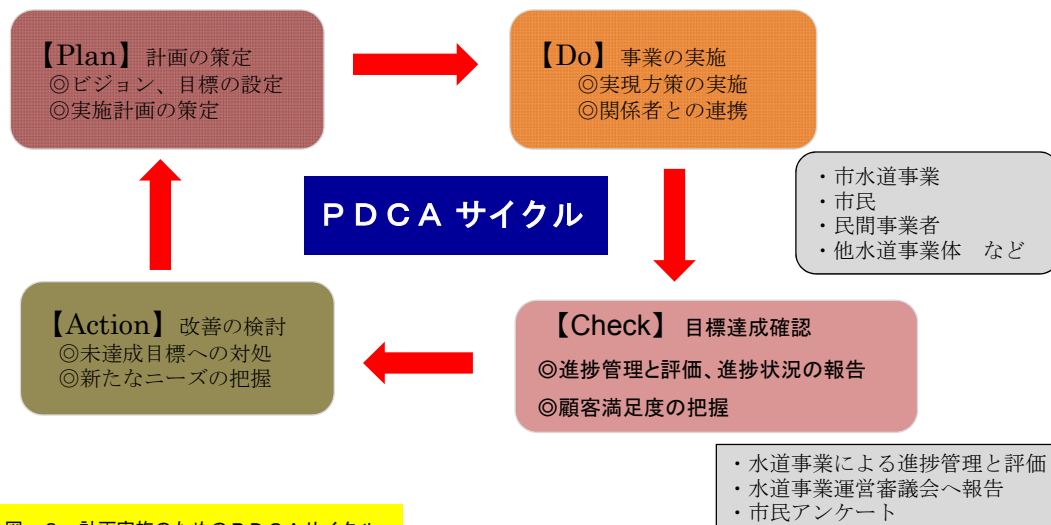


図-8 計画実施のためのPDCAサイクル

ご清聴ありがとうございました



かすみがうら市水道事業ビジョン

～水と絆と安心を届ける水道～



茨城県かすみがうら市上下水道部水道課

〒300-0122 茨城県かすみがうら市西成井1941-1

TEL: 029-897-1346(水道課)

URL: <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp>